

○指定給水装置工事事業者の指定事項の変更届出について

(水道法 25 条の 7、水道法施行規則第 34 条)

指定事項に変更があった場合は下表を参照の上、速やかに変更の届出をしてください。

変更事項	届出書の種類	提出する添付書類
事業所の名称 (※後日、新名称の事業者証をお渡しします。)	指定給水装置工事事業者 指定事項変更届出書	法人 ①定款又は寄付行為 ②登記簿謄本 個人 ①住民票の写し
事業所の所在地	指定給水装置工事事業者指定 事項変更届出書	①誓約書 ②定款又は寄付行為 ③登記簿謄本
代表者	指定給水装置工事事業者指定 事項変更届出書	①誓約書 ②定款又は寄付行為 ③登記簿謄本
役員	指定給水装置工事事業者指定 事項変更届出書	①誓約書 ②登記簿謄本
主任技術者の選任・解任	給水装置工事主任技術者選 任・解任届出書	※選任の場合 「給水装置工事主任技術者免状」の写し
電話番号 (携帯・FAX)	給水装置工事に関する合せ先	

○指定給水装置工事事業者の「廃止」・「休止」・「再開」の届出について

(水道法 25 条の 7、水道法施行規則第 35 条)

下表参照の上、速やかに届出をしてください。

事項	届出書の種類	提出する添付書類
事業の廃止	指定給水装置工事事業者廃止届出書	①確約書 ②上尾市給水装置工事事業者証
事業の休止	指定給水装置工事事業者休止届出書	①確約書 ②上尾市給水装置工事事業者証
事業の再開	指定給水装置工事事業者再開届出書	